

○経済産業省告示第百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第九十三号（外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月五日

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇二の五 「略」</p> <p>二の六 非居住者との間で行う、ロシアを 原産地とし、海上において輸送される原 油の購入価格が上限価格を超える購入に 関する役務取引であつて、次に掲げる業</p>	<p>一〇二の五 「略」</p> <p>「新設」</p>

務に係るもの（当該役務取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合若しくは当該役務取引の条件として約款に我が国の法令に基づく制裁、禁止若しくは制限に関する特別条項を記載している場合を除く。）

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第百

八十七号) 第二条第一項に規定する海上運送事業その他の海上において船舶により貨物を運送する業務若しくは当該貨物の運送を委託する業務又はこれらの業務を行う者を補助する業務

ロ 保険業法(平成七年法律第百五号)

第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号) 第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務(船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。)

三 「略」

四 外国相互間の貨物の移動を伴う、ロシアを原産地とし、上限価格を超える価格の原油（海上において輸送されるものに限る。）の売買、貸借又は贈与に関する取引（当該取引のうち、上限価格以下の購入価格の記載がある書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合又は当該書面の入手が困難な者にあつては購入価格が上限価格以下であることを確認できる書面を保存し、経済産業大臣の求めに応じて当該書面を提示することができる場合を

三 「略」

「新設」

除く。)

備考 第二号の六及び第四号における用語

の意義は、次に定めるところによる。

(1) 「原油」とは、関稅定率法（明治四

十三年法律第五十四号）別表第二七・

〇九項に該当するもの（輸入割当てを

受けるべき貨物の品目、輸入の承認を

受けるべき貨物の原産地又は船積地域

その他貨物の輸入について必要な事項

の公表（昭和四十一年通商産業省告示

第百七十号）三の七の（9）の表の下欄口

に該当するものを除く。）をいう。

(2) 原油の「上限価格」とは、ウクライ

〔新設〕

ナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油の上限価格を定める件（令和四年外務省告示第四〇四号）別表に定める原油の上限価格をいう。

(3) 原油の「購入価格」とは、本邦又は第三国へ海上において輸送される原油の価格であって、関稅定率法第四条第

一項に規定する課税価格に相当する価格から同項各号に規定する費用に相当する額をその含まれている限度において除いた価格をいう。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この告示は、令和四年十二月五日から施行する。ただし、この告示の施行前に役務取引等に係る契約を行った者がその契約に基づいてする取引（この告示の施行前に仕向地への輸出を目的として船積みされた貨物であって、令和五年一月十九日より前に当該仕向地において船卸しをされるものに係る取引に限る。）については、なお従前の例による。